

特 定 農 地 貸 付 規 程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市が市民を対象に行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定め、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然と触れ合い、農業に対する理解を深めること等を目的とする。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、川崎市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）は別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、4月から翌々年の3月までの市長が指定する期間とする。
 - (2) 貸付農地に係る貸付料として、1区画当たり年額8,000円を借受者から徴収する。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- (1) 建物及び工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付農地を転貸すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は「市政だより」等に掲載し、一般公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、募集期間内に川崎市へ申込書を提出しなければならないものとする。

- 2 前項の申込みをすることができる者は、川崎市内在住の者とする。

(選考方法)

第7条 川崎市は、第6条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。
- 3 川崎市は、第1項又は前項の規定により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 川崎市は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理員・補助管理員を置くものとする。

(貸付の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の取消しをすることができる。

- (1) 借受者が利用の辞退を申し出たとき。
- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき。
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。
- (4) 川崎市がやむをえない事由により、貸付農地の確保ができなくなったとき。

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき、又は第9条の規定による取消しをしたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成4年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。